## 1990. 9. ま博物館だより 第4号

### THE BULLETIN OF THE HISTORICAL MUSEUM OF TSUYAMA REGION



### 鍬形蕙斎 「江戸一目図屛風」

この屛風は、津山藩絵師 鍬形蕙斎が文化6年 (1809) に、 江戸の全貌を詳細に描いた鳥瞰図である。

江戸城、諸大名の屋敷、神社仏閣などの建造物は正確に描写され、また屛風上方遥かに富士山を仰ぎ、手前の隅田川は夕映えの江戸湾に注ぐ。曲がりくねった通りには、武士や町人など様々な人物が軽妙に描かれており、江戸の町の喧噪が聞こえてくるようである。

鍬形蕙斎は江戸時代後期の浮世絵師で、宝暦11年(1761) 江戸に生まれた(明和元年とする説もある)。はじめ浮世絵師の北尾重鼓に師事し、北重鼓美と名乗ったが、寛政6年(1794) に津山藩に召し抱えられ、鍬形蕙斎と改名、後に更に紹真と 改めた。文政7年(1824)没。

江戸の町を描いたこれほどの作品は他にないため、江戸ブームと言われる中で、今、日本中の目がこの江戸一目図屛風に注がれている。

Edo City.

By Kuwagata Keisai.

Color on paper.

Six-fold screen.

### ふたつの狩野家

寛延3年(1750)7月1日、瀧波文庫は八石三人 扶持絵師となり、これを機に剃髪し、同月11日に如 林と改名した。

明和6年(1769)3月28日、如林は念願の狩野系 図を下賜される。洞学の死後24年目のこと、如林59 才のことである。

この時の事情について、温知会誌には次のように 記している。

洞学の死後狩野家は絶えていたのであるが、今町に「洞学の妾」が住居しており、狩野家系図を持っていることが判明した。そこで、藩は系図を取上げ妾には生涯一人口を与え、如林に系図と狩野姓を与えたというのである。藩の日記にも同様な記載があり、勤書の如く、洞学死後24年間も絵師狩野家がなかった点からみて、この様な事情があったのかも知れない。

念願の狩野系図を手に入れたものの、実子市治は 絵の才能が無かったらしく、安永7年(1778)、料理 方見習となっている。この時市治は既に32才に達し ており、芸術的才能を見極めるにはもう既に遅いと 思われる。ここまで遅れたのは、如林が家名の存続 を願うあまり決断がつかなかったのであろう。翌安 永8年(1779)には市治は改姓名を行い、瀧波文庫 と名乗っている。養子を取って継がせない限り絵師 と名乗っている。務子を取って継がせない限り絵師 としての狩野家は如林一代で絶えることとなってし まった。狩野家勤沓にはこの時期特別な動きは見れ ず、如林は既に諦めていたか、あるいは他の事情が あったのかも知れない。

如林が狩野系図を入手する2年前、明和4年(1767) 8月3日、池渕宇助は坊主並絵書として召出されている。そして、同日如水と改名しているのである。

天明元年 (1781) 11月2日、如林が死亡し、再び 津山の狩野家は途絶えることになった。

ところが今回は洞学の時とは事情が異なっていたようである。と言うのは、翌天明2年(1782)8月6日、如水が狩野姓を相続しているのである。勤告には「狩野姓相続御絵師被仰付候」とある。

この時、狩野系図が動いたのかどうかは何も記されていない。ただ、如林の跡を継ぎながら、家業だけは料理人となった瀧波文庫は、勤沓の中で、

「……家業の儀無調法ニ付兼而相願候訳も有之 候付、御料理被仰付候、以後相続之忰者本業取 立候様可致旨被仰付候」

とあり、次に相続する忰の代には画業に復帰する約 束となっているので、狩野系図は瀧波家に保管され ていたのかも知れない。

この時点では、狩野家は如水系のみということで

あるが、いずれ瀧波文庫の忰が画業を以て勤めることになれば、当然狩野姓を名乗ることになるが、藩としては狩野家が二家成立することをどう考えていたのであろうか。あるいは、この時の狩野姓相続は如水一代限りの心づもりであったのか。

瀧波文庫には実子が無く、その為画業の跡を継が せるため金田四郎の弟外内を養子とする。享和2年 (1802) 2月8日のことである。文庫の死の直前で あり、殆ど末期養子である。この金田外内は狩野如 水の弟子であり、明らかに狩野家再興を目的として の養子であり、如林の弟子であった如水としては、 有能な弟子を推薦したことであろう。

外内は直ちに跡式を継ぎ、如泉と改称する。そして、文化9年(1812)、12月狩野姓改姓が開届けられている。この文化9年10月28日には如水が願いによって隠居している。中風のためである。如水の隠居と如泉の狩野姓改姓にどのような関連があったのか、今の処不明であるが、このような時期の一致は単なる偶然ではないと思われる。この時期、如水の隠居慶は19歳、如泉は26歳である。この2年前、文化7年(1810)7月には、如泉は、薫斎と如慶の手伝いをしている。如慶17歳、如泉24歳。如慶の勤書には、文化7年7月21日、

「表御座敷向画被仰付候」

とあり、如泉の側では同日付けで、

「鍬形蕙斎、狩野如慶義表御座敷向画被仰付候 右手伝被仰付候」

となっており、これから見る限り、如慶の方が正式な絵師であり、如泉はあくまで手伝いにすぎないことになる。この時、如水ではなく如慶が出仕しているのは、既に如水には中風が出始めていたのであろう。しかし、如水が生きている限り、如泉はあくまで如水の弟子であり、如慶は如水の実子であれば、若い如慶の下に如泉がくることもやむを得なかったのかも知れない。

だが、狩野系図が狩野家の正統性を主張し得る唯一の根拠であるならば、狩野系図を有する如泉が正統な狩野家を主張し得るはずであるが、如水が陰居するまで狩野姓改姓が実現しなかったのはやはり如水の持つ影響力のためであろう。温知会誌に載る伝記によれば、如水は江戸駿河台狩野家の洞白の元で修業しているなど、狩野系図を持たないながらも、現実的な力関係において着実に地歩を固めつつあったにちがいない。

ふたつの狩野家は、無関係にそれぞれあったのではなく、こうした緊張関係の中で、その技量を競っていたのである。

(安藤)

### 平成2年度特別展 美作の鏡と古墳 10月6日出▶11月11日(日)

平成2年度特別展は「美作の鏡と古墳」のテーマで、美作の古墳等から出土した鏡18面とその関連資料33件を集成して、美作の古墳時代の社会を考えようとするものである。出品される資料の中から二つの鏡を選んで、その問題点を述べてみよう。

三角縁四神四獣鏡 鏡野町観音山古墳から出土した3面の鏡のうちの一つで、直径23.3cmの大型品である。鈕とよばれる中心の半球形の隆起のまわりに、4人の仙人と4頭の霊獣が描かれている。そして最も外回りの縁は高く突出し、断面が三角形状となっている。仙人や霊獣の数は2人(頭)や3人(頭)などさまざまであるが、このような種類の鏡を三角縁神獣鏡と総称している。

三角縁神獣鏡は北は福島県から南は鹿児島県まで全国の古墳から約450面が出土しているが、これらは大きく2種類にわかれる。第1類の鏡は神獣などの文様の表現が精巧で鋳上りも良い。これに対し第2類の鏡は文様表現は拙劣で概して銅質や鋳上りも悪い。通常、前者を中国から輸入されたもの(舶載鏡)、後者をそれをまねて日本で製作されたもの(伤製鏡)と考えられている。故小林行雄京都大学名誉教授は、同じ鋳型を使用してつくられた数十組の舶載三角縁神獣鏡が、京都府椿井大塚山古墳を中心に全国の古墳から出土することなどを根拠として、舶載三角縁神獣鏡が卑弥呼が魏から下賜されたものであること、卑弥呼の後継者である大和政権は、これを服属の代償として全国の首長に配布したと考えた。

ところが、やっかいなことにこの三角縁神獣鏡はこれまでのところ中国に全く存在しないのである。このことから森浩一同志社大学教授は、いわゆる舶載三角縁神獣鏡が日本製であること、景初3年などの紀年銘は製作時の年号ではなく、4世紀になって



三角縁四神四獣鏡 観音山古墳出土



五獣鏡 四つ塚13号墳出土

から著名な年号を記念的に記したものとして小林説に反対した。また王仲殊中国社会科学院考古研究所々長も、鏡の文様や銘文の分析から中国江南の呉の工人が日本へ渡って製作したとの説を発表した。これに対し、中国製説に立つ田中琢奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター長らは、三角縁神獣鏡を魏が邪馬台国用に特別に製作したものとする、いわゆる特鋳説で国産説に反論している。

このように三角縁神獣鏡については、現在中国人学者を混じえて国際的論争がおこなわれており、その帰趨は明らかでない。邪馬台国問題とも関連するところが多く、しばらくは謎の鏡としておくべきであろう。なお、今回出品される三角縁四神四獣鏡はいわゆる舶載鏡である。

五獣鏡 八束村四つ塚13号墳出土の直径9.5 cm の小型鏡である。中心部の文様は獣を表現したものである。獣は五匹あるが錆がひどいため、4 匹は形がわからなくなっているが、残りの1 匹ははっきりとわかる。それによると、獣形のくずれ方がはなはだしく、わずかに頭と尻尾がわかる程度である。また胸と腰にあたる部分にフジツボ型の文様があり、胴には獣毛が表現されている。このような文様の特徴は伝勝央町岡高塚古墳出土鏡に類似し、かつそれより若干退化した型式である。その岡高塚古墳はおよそ4世紀末頃に築造されたと考えられるので、この鏡はだいたい5世紀前半から中葉頃に製作されたものと考えられる。

ところが、鏡といっしょに出土した他の遺物、とくに須恵器や馬具からみると、四つ塚13号墳は6世紀前半頃に築造されたことが確実である。とすれば、この鏡はつくられてから古墳に副葬されるまでおよそ100年程使用または保管されたことになる。100年といえば1人の人間の生存期間を越えるものであり、父から子へ、さらに孫へと伝えられたものであろう。当時、鏡は貴重品であるから、このような鏡の伝世ということもありえたのである。

# 人場機料

## 講演会

## 特別展記念講演会「鏡と古代の社会」

講師/奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター長

田中 琢氏

日時/平成2年11月4日(日) 午後1時30分~3時30分

会場/津山圏域雇用労働センター

## 展示替え

## 秋の特別展観

鍬形薫斎

「江戸一目図屛風」

期間/11月15日(木)~12月16日(日)

## 博物閑話 「はた商い」は御禁制

近世社会の研究をしていると、「なんだ、現在と同じだな。」と思うことがしばしばである。この「はた商い」もそのひとつである。

浮世草子にも「米買い込んで相場のあがるを待を持といい、高相場に売置をして、さがるを悦ぶをはたと名附」とか、「米の端にかかって大分損金いたし」と見えるこの「はた商い」は、江戸時代には一般的な言葉であったが、今となっては、相場に縁のない人間には死語となっている。

津山の城下町では、米仲買・二分仲買が掛合問屋をおいて、米・綿の取引を行っていた。この掛合問屋に関連して、藩の厳重な取り締まりの対象となったのが、「はた商い」であった。

「はた商い」というのは、先物取引のことで、城下町商人と周辺の農民や商人の間では、しばしば行われていた。彼らにとって「先売り」や「先買い」は商売上の習慣であって、昔からやっていることであったのだが、藩は認めず、「手錠」や「追い込め」になる者も多かった。

こうした相場を利用した利鞘かせぎには、当然危険がともない、トラブルも頻発している。寛政11年(1799)には、二丁目の伏見屋茂七から訴えがあったが、「はた商い」そのものを禁止している藩は、この訴えを取り上げようとはしなかった。

藩が摘発した例をみてみると、寛延3年(1750)の事件では、商品引き渡しの手形である「はた札」を総てもとの売り手に戻し、差し引きをすまさせている。この時は、浜屋、福永屋といった用達クラスのペテラン商人5人にその後始末をさせている。

摘発された「先買いの面々」は、「先売りの面々」から「はた札」を取り、引き換えに銀札を渡していた。そして、手にした「はた札」は既に売りさばいていたのである。その数は1,464枚に上り、引き戻しの諸入用は270匁ばかり掛かった。この経費は「はた札」を振り出した者が負担することになったが、「はた札」と引き換えに返却する銀札は全額ではなく、少し割り引いた額とすることで決着した。

こうした事件が起こるのは、近世商人のたくまし さの故である。近世中期以降において城下町は停滞 していたかのように言われているが、その活力は決 して失われていた訳ではなかった。

(安藤)

### 《博物館入館案内》

○開館時間 午前9:00~午後5:00

○休 館 日 毎週月曜日・祝日の翌日

12月27日~1月4日 その他

○入 館 料 小・中学生 100円 (80円)

高校・大学生 150円 (120円)

一 般 200円 (160円)

※()は団体、団体は30人以上

#### ★ 博物館だより No.4

発行年月日 平成2年9月30日

編集·発行 津山郷土博物館

〒708 岡山県津山市山下92

TEL. (0868) 22-4567

印刷 株式会社 廣陽本社

★は、旧津山藩の桁印で剣大といい、現在津山市の市章である。